

令和7年2月
東京シティ信用金庫

会員の皆さまへ

出資証券の不発行化について

平素より東京シティ信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、これまで会員の皆さまからお預かりした出資金につきましては、出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行化と同様、令和7年4月より出資証券の発行を廃止し、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することにいたしました。

これにより、会員の皆さまにおかれましては、出資証券をお手元で保管することに伴う紛失や盗難等のリスクを排除することが可能となります。

会員の皆さまからお預かりしている出資金ならびに会員としての権利等は、これまでと何ら変わりありませんので、どうぞご安心ください。

また、出資金残高等の出資内容につきましては、毎年7月に郵送いたします「出資金残高通知書兼出資配当金振込のご案内」にてお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、そのまま保管頂き、譲渡、脱退、相続等のお手続きの際に、当金庫窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

会員の皆さまにおかれましては、何卒格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明の点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

東京シティ信用金庫 総務部出資担当

電 話 03-3279-4322

電話受付 平日 9:00~17:00

出資証券不発行化に関するQ & A

Q 1. なぜ、出資証券の発行を不発行にするのですか？

A 1. 出資証券は、普通預金通帳や定期預金証書に比べ、日頃出し入れすることがきわめて少ないものです。そのため、譲渡や脱退手続きの際、紛失・盗難のお申し出を受けることが非常に多くなっています。令和4年度の実績では、相続・譲渡・脱退・名義変更の手続きで約30%の方より紛失の申し出を受けております。出資証券を不発行とすることにより、紛失・盗難の危険がなくなります。
また、譲渡・脱退手続きが簡素化され、会員の皆さまのご負担を減らすことができます。

Q 2. 手元の出資証券はどうすればいいのですか？

A 2. 現在お持ちの出資証券は、出資証券不発行化後も、当金庫が出資金をお預かりしている証拠であることに変わりありません。今まで通り保管していただければ結構です。
また、出資証券不発行化前にご加入になった出資金も、不発行化後に加入になった出資金も、出資金の財産的な価値や会員としての権利などについて、何ら変わりはありませんので、ご安心ください。

Q 3. 出資証券が不発行になると、金庫へ出資している証拠がなくなってしまうですが、何で確認すればいいのですか？

A 3. 会員の皆さまからお預りした出資金は、当金庫の会員名簿により、電子的に厳正な管理をしています。
出資証券不発行化後のご加入時は、「出資会員加入承諾書」をご郵送して、ご加入内容のご確認をしていただきます。
また、毎年、出資配当金のお支払いの際に「出資金残高通知書兼出資配当金振込のご案内」をご郵送いたしますので、出資内容のご確認ができます。

Q 4. 出資証券が発行されない場合、譲渡・脱退・相続手続きの際は、何が必要ですか？

A 4. 出資金ご加入時には、「本人確認書類」と「お届け印」をご持参いただいております。譲渡・脱退手続きの際も、ご加入時と同様に、「本人確認書類」と「お届け印」をご持参ください。
相続の場合は、別途相続関係書類が必要となります。お取引店舗までお問い合わせ下さい。

Q 5. 譲渡・脱退手続きの際、出資証券がある場合も、出資証券は持って行かなくて良いのですか？

A 5. 出資証券不発行化は、出資証券の紛失・盗難の危険をなくすことを目的の一つとしています。出資証券をお持ちの場合は、これらの危険をなくすためにも、必ずご持参くださいますようお願いいたします。

Q 6. 名義や住所が変わった時はどうすればよいですか？

A 6. 金庫所定のお手続きをお願いいたします。
発行済証券をお持ちの場合は、今まで通り保管して頂ければ結構です。

【初めてご加入される方へ】

Q 7. 新規加入する場合は、何が必要ですか？

A 7. 本人確認書類とお届け印をご持参ください。